

那覇市公報

第 1 8 7 4 号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市役所支所事務分掌規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…………… 1204
- 那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 1207
- 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則（障がい福祉課）…………… 1218
- 那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課） 1221

◇告 示◇

- 那覇市道における占用制限路線の指定について（道路管理課）…………… 1226
- 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1230

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局職員の名札及び職員証に関する規程…………… 1232
- 那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程…………… 1234
- 那覇市上下水道局職員身分証明証規程を廃止する規程…………… 1236

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求権に要する選挙権を有する者の数について…………… 1238

規 則

那覇市規則第44号

令和6年11月28日

公 布 済

那覇市役所支所事務分掌規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市役所支所事務分掌規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

(那覇市役所支所事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市役所支所事務分掌規則(1962年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 支所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) 国民健康保険の <u>被保険者証</u> の交付に関すること。 (13)～(14) [略]	第2条 [略] (1)～(11) [略] (12) 国民健康保険の <u>資格情報通知書及び資格確認書</u> の交付に関すること。 (13)～(14) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 ハイサイ市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) 国民健康保険の <u>被保険者証</u> の交付に関すること。 (13)～(15) [略] (16) <u>相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知</u> に関すること。 (17) [略] (18) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第2号に規定する外国人</u> に係る住居地届出等に関すること。 (19)～(21) [略] 4～5 [略]	(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(11) [略] (12) 国民健康保険の <u>資格情報通知書及び資格確認書</u> の交付に関すること。 (13)～(15) [略] (16) [略] (17) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第1号の外国人</u> に係る住居地届出等に関すること。 (18)～(20) [略] 4～5 [略]
備考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 |
|--|

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中那覇市事務分掌規則第7条第3項第12号の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

那覇市規則第45号

令和6年11月28日

公 布 済

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則(平成元年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) <u>第1条の2</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 施術 <u>末しょう神経疾患及び運動器疾患に係るはり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術であって、第12条の負担金の対象となるものをいう。</u> (2)～(3) [略] (<u>施術の対象者</u>) <u>第2条</u> 施術を受けることができる者は、被保険者であって、次の各号(被保険者が特定健診の対象者でない場合は、第3号を除く。)のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>現に、末しょう神経疾患又は運動器疾患について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条第1項の療養費の支給を受けていない者であること。</u> (2) <u>当該被保険者が属する世帯に係る、施術を受ける日の属する年度の前年度までに課された本市の国民健康保険税が完納されていること、又は完納される見込みがあること。</u> (3) <u>施術を受ける日の属する年度若しくは当該年度の前年度において特定健診を受けている者又は当該年度において特定健診を受けようとする者であること。</u>	(定義) <u>第2条</u> [略] (1) 施術 <u>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。次条第1項及び第5条第1項において「法」という。)第1条に規定する免許を有する者(以下「施術担当者」という。)</u>による、<u>末しょう神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術をいう。</u> (2)～(3) [略]

2 前項第3号の規定にかかわらず、特定健診の対象者が、高齢者の医療の確保に関する法律第20条ただし書の規定に該当する場合、又はやむを得ない理由により特定健診を受けることができないと市長が認める場合は、施術を受けることができるものとする。

（施術の制限）

第3条 施術は、被保険者1人について1日1回とし、1の年度につき7回を限度とする。

（助成の実施）

第3条 市は、助成対象者（被保険者であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）が指定施術所（法第9条の2第1項の規定による届出がある本市内の施術所のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。）において施術を受けたときは、当該施術に要する費用のうち、施術1回につき800円を負担するものとする。

(1) 現に、末しょう神経疾患又は運動器疾患について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条第1項及び第2項の療養費の支給を受けていないこと。

(2) 当該年度の前年度以前に課された国民健康保険税が完納されている世帯又は完納される見込みがある世帯に属する者であること。

(3) 特定健診の対象となる者（高齢者の医療の確保に関する法律第20条ただし書に規定する場合に該当する者及びやむを得ない理由により特定健診を受けることができないと市長が認める者を除く。）である場合にあっては、当該年度において特定健診を受けていること又は受ける見込みがあること。

2 前項の施術は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 当該施術を受けようとする者が被保険者であることについて指定施術所による確認を経てなされたものであること。

(2) 当該施術を受けるに際し、指定施術所に対し、那覇市国民健康保険はり・

	<u>きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施 術利用券(以下「施術利用券」という。) の引渡しがされていること。</u> <u>(3) 当該施術に要する費用の額から前 項に規定する額を差し引いた額が指定 施術所に支払われていること。</u> <u>3 第1項の規定による費用の負担は、助成 対象者1人ごとに、1日につき1回を限度と し、かつ、1の年度につき7回を限度とす る。</u> <u>(施術利用券の交付)</u> <u>第4条 施術利用券は、助成対象者が属する 世帯の世帯主からの申出により、那覇市 国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マ ッサージ・指圧施術利用券受領証と引き 換えに交付するものとする。</u> <u>2 施術利用券の有効期限は、前項の規定に より施術利用券の交付を受けた年度の3 月31日とする。</u> <u>3 施術利用券は、施術1回につき、1枚に限 り使用できるものとする。</u> <u>4 施術利用券は、汚損、破損等により使用 することができなくなった場合に限り、 再交付することができる。</u> <u>(施術所の指定)</u>
<u>(施術担当者の指定)</u> <u>第4条 市長は、はり師、きゅう師又はあん 摩マッサージ指圧師の免許を有する者 で、本市内に施術所(あん摩マツサージ指 圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)第9条の2第1項の 施術所をいう。以下同じ。)を有するもの のうちから那覇市国民健康保険はり・き ゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担 当者(以下「施術担当者」という。)を指 定する。</u> <u>2 前項の場合において、同項に規定する要 件を有する者が、第7条第1項第2号及び第 3号の規定により施術担当者の指定を取り 消され2年を経過しないものであると きその他施術担当者として著しく不適当</u>	

と認めるときは、市長は、施術担当者の指定を拒むことができる。

- 3 第1項の指定を受けようとする者は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し
(2) 施術所開設届出証明書

- 4 市長は、施術担当者を指定したときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定書（以下「施術担当者指定書」という。）及び那覇市国民健康保険はり・きゅう・あ

第5条 第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする施術所の開設者は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第9条の2第1項の規定による届出があることを証する書類
(2) 指定を受けようとする施術所の業務に従事する施術担当者全員の免許証（法第3条の3第2項の免許証をいう。）の写し

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。

- (1) 第7条第1項の規定により指定を取り消された日から2年を経過しない施術所であるとき。
(2) 施術所の開設者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、施術所の業務に従事する施術担当者が暴力団員であるとき、又は施術所が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。
(3) その他指定をすることが著しく不適当であると認めるとき。

- 3 市長は、指定をしようとするときは、第1項の規定による提出をした者に対し、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定書（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

ん摩・マッサージ・指圧施術担当者標示板(以下「施術担当者標示板」という。)
をその者に交付する。

5 施術担当者は、施術所の見やすい箇所に
施術担当者標示板を掲示しなければならない。

6 施術担当者は、第3項に規定する申請書
に記載した事項に変更があったときは、
変更のあった日から14日以内に那覇市国
民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッ
サージ・指圧施術担当者申請事項変更届
書によりその旨を市長に届け出なければ
ならない。

(施術録)

第5条 施術担当者は、施術の内容を明らか
にするため、那覇市国民健康保険はり・
きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関
する被保険者施術録(次項において「施術
録」という。)を備え、所定の事項を記載
しなければならない。

2 施術録の保存期間は、5年とする。

(施術担当者の辞退)

第6条 施術担当者は、施術担当者の指定を
辞退しようとするときは、那覇市国民健
康保険はり・きゅう・あん摩・マッサー
ジ・指圧施術担当者辞退届書に施術担当
者指定書及び施術担当者標示板を添えて
市長に届け出なければならない。

(施術担当者の取消し)

第7条 市長は、施術担当者が次の各号のい
ずれかに該当する場合は、施術担当者
の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項に規定する要件を欠く
に至ったとき。

4 指定施術所の開設者は、指定書の記載事
項に変更を生じたときは、変更のあった
日から14日以内に、那覇市国民健康保
険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指
圧施術所指定書書換交付申請書に、変更
のあった事項を証する書類を添付して市
長に提出しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の規定による提出
があった場合について準用する。

6 指定施術所は、その見やすい場所に指定
書を掲示しなければならない。

(指定の辞退)

第6条 指定施術所の開設者は、指定を辞退
しようとするときは、那覇市国民健康保
険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・
指圧施術所指定辞退届書に指定書を添え
て市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当
する場合は、指定を取り消すことができ
る。

(1) 指定施術所の業務に従事する施術
担当者がいなくなったとき。

(2) 指定施術所の開設者が暴力団若し

(2) <u>次条の規定により説明又は報告を求められ、正当な理由なくこれに 응 ぜず、又は虚偽の説明若しくは報告をしたとき。</u> (3) <u>偽りその他不正の手段によって、第12条に規定する負担金の支払いを受けたとき。</u> (4) <u>〔略〕</u> (5) <u>その他市長が<u>施術担当者</u>として不適当と認めたとき。</u> 2 <u>市長は前項の規定により<u>施術担当者</u>の指定を取り消したときは、<u>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定取消通知書</u>により、<u>その者</u>に通知する。</u> 3 <u>第1項の規定により<u>施術担当者</u>の指定を取り消された者は、直ちに、<u>施術担当者指定書及び施術担当者標示板</u>を市長に返納しなければならない。</u> 4 <u>市長は、第1項の規定（第1号の規定を除く。）により<u>施術担当者</u>の指定を取り消そうとするときは、当該<u>施術担当者</u>に対し、<u>弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所、及び当該取消しをすべき理由を通知しなければならない。</u></u> <u>（<u>施術担当者の報告等</u>）</u> 第8条 <u>市長は、<u>施術</u>に関し必要と認めるときは、<u>施術担当者</u>に対し説明又は報告を求めることができる。</u>	<u>くは暴力団員であるとき、<u>指定施術所</u>の業務に従事する<u>施術担当者</u>が暴力団員であるとき、又は<u>指定施術所</u>が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。</u> (3) <u><u>指定施術所</u>の開設者が、偽りその他不正の手段により、次条の規定による支払を受けたとき。</u> (4) <u>第12条の規定により説明又は報告を求められ、正当な理由なくこれに 応 ぜず、又は虚偽の説明若しくは報告をしたとき。</u> (5) <u>〔略〕</u> (6) <u><u>施術所</u>としての実態がないと認めたとき。</u> (7) <u>その他市長が<u>指定施術所</u>として不適当と認めたとき。</u> 2 <u>市長は、<u>前項</u>の規定により指定を取り消したときは、<u>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定取消通知書</u>により、<u>指定施術所の開設者</u>に通知する。</u> 3 <u>第1項の規定により指定を取り消された<u>施術所の開設者</u>は、直ちに、<u>指定書</u>を市長に返納しなければならない。</u> <u>（<u>市が負担する費用の額の支払</u>）</u> 第8条 <u>第3条第1項の規定により市が負担する費用の額は、<u>指定施術所の開設者</u>が指定する口座に払い込む方法により支払うものとする。</u>
--	--

（施術利用券の交付等）

第9条 市長は、第2条の規定により施術を受けることができる者の属する世帯の世帯主から国民健康保険被保険者証の提示を受けたときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券受領証と引換えに、当該世帯主に対し、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券（以下「施術利用券」という。）を交付するものとする。

2 施術利用券の有効期限は、交付した年度の3月31日とする。

3 施術利用券の使用は、施術1回につき1枚とする。

4 施術利用券は、汚損、破損等による引換えの場合のほかは、再交付しない。

（施術の手続き）

第10条 被保険者は、施術を受けるときは、施術担当者に国民健康保険被保険者証及び施術利用券を提出しなければならない。

2 施術担当者は、被保険者から施術を求められたときは、その提出された国民健康保険被保険者証及び施術利用券によりその者が施術を受ける資格があることを確かめた後に施術を行わなければならない。

（被保険者の支払額）

第11条 被保険者は、施術を受けたときは、施術料金から次条に規定する金額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。

（市の負担金）

第12条 市長は、施術1回につき800円を負担金として施術担当者に支払う。

（負担金の請求手続）

第13条 施術担当者は、前条の規定により負担金の支払を受けようとするときは、

（負担金の請求手続）

第9条 指定施術所の開設者は、前条の規定による支払を受けようとするときは、那

那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書に<u>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書及び施術利用券を添えて施術月分を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。</u> 2 市長は、前項の請求を受けたときは、<u>これを審査し、請求のあった月の末日までに当該施術担当者に支払う。</u> (負担金の返還等) 第14条 市長は、<u>偽りその他不正の手段によって負担金の支払いを受けた施術担当者に対し、当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。</u> 2 市長は、<u>偽りその他不正の手段によって施術を受けた者から、当該施術について支払われた負担金に相当する額の全部又は一部を徴収することができる。</u> 第15条～第16条 [略] [別表 別記]	那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書に、<u>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書及び施術利用券を添えて施術をした月の翌月の10日(3月にした施術に要する費用に係るものにあつては、同月の末日)までに市長に提出しなければならない。</u> 2 市長は、前項の<u>規定による請求の内容を適当と認める場合には、請求のあった月の翌月の末日までに請求を受けた額を支払うものとする。</u> (負担金の返還) 第10条 偽りその他不正の手段により第8条の規定による支払をさせた者に対し、<u>当該負担金の全部又は一部を返還を求めるものとする。</u> (施術録) 第11条 指定施術所の開設者は、<u>施術の内容を明らかにするため、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録(次項において「施術録」という。)を備え、所定の事項を記載しなければならない。</u> 2 施術録の保存期間は、<u>5年とする。</u> (報告等) 第12条 市長は、<u>施術に要する費用の助成に関し必要があると認めるときは、指定施術所の開設者、施術利用券の交付を受けた助成対象者その他の関係人に対し説明又は報告を求めることができる。</u> 第13条～第14条 [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項の規定により指定を受けている施術担当者がその業務に従事する施術所は、改正後の第3条第1項の指定施術所とみなす。

[改正前 別記]

別表(第15条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定申請書	第4条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定書	第4条第4項、第6条及び第7条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者標示板	第4条第4項及び第5項、第6条並びに第7条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者申請事項変更届書	第4条第6項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録	第5条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者辞退届書	第6条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定取消通知書	第7条第2項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券受領証	第9条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券	第9条、第10条及び第13条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書	第13条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書	第13条第1項

[改正後 別記]

別表(第13条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券	第3条第2項第2号、第4条、第9条第1項及び第12条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券受領証	第4条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定申請書	第5条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定書	第5条第3項、第4項及び第6項、第6条並びに第7条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定書書換交付申請書	第5条第4項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定辞退届書	第6条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定取消通知書	第7条第2項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書	第9条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書	第9条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録	第11条

那覇市規則第46号

令和6年11月28日

公 布 済

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則（平成4年那覇市規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（認定の申請） 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める申請は、那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 （1） <u>社会保険各法の被保険者証等</u> （2） <u>世帯全員の住民票</u> （3） <u>ア 条例第2条第1号アに規定する者にあつては身体障害者手帳</u> <u>イ 条例第2条第1号イに規定する者にあつては療育手帳</u> <u>ウ 条例第2条第1号ウに規定する者にあつては身体障害者手帳及び療育手帳</u> <u>エ 条例第2条第1号エに規定する者にあつては特別児童扶養手当証書及び療育手帳</u> <u>オ 条例第2条第1号オに規定する者にあつては年金証書及び療育手帳</u> （4） <u>その他市長が必要と認める書類</u>	（認定の申請） 第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出してしなければならない。 2 <u>交付申請書には、次に掲げる書類（当該交付申請書に添付する必要がないと市長が認める書類を除く。）を添付しなければならない。</u> （1） <u>医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを確認できる書類</u> （2） <u>次のアからオまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからオまでに定める書類</u> <u>ア 条例第2条第1号アに規定する者</u>

	<u>身体障害者手帳</u> <u>イ 条例第2条第1号イに規定する者</u> <u>療育手帳</u> <u>ウ 条例第2条第1号ウに規定する者</u> <u>身体障害者手帳及び療育手帳</u> <u>エ 条例第2条第1号エに規定する者</u> <u>特別児童扶養手当認定通知書及び療育手帳</u> <u>オ 条例第2条第1号オに規定する者</u> <u>年金証書及び療育手帳</u> <u>(3) その他市長が必要と認める書類</u>
(助成の申請)	(助成の申請)
第7条 〔略〕	第7条 〔略〕
2 保険医療機関等において <u>受給者証及び被保険者証等</u> を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長に当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、前項の請求があったものとみなす。	2 保険医療機関等において、 <u>医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることの確認</u> を受けるとともに、 <u>受給者証</u> を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長に当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、前項の請求があったものとみなす。
(届出の事項)	(届出の事項)
第8条 条例第9条に規定する規則で定めるところにより届け出なければならない事項は、次に掲げる事項とする。	第8条 〔略〕
(1) 〔略〕	(1) 〔略〕
(2) 対象者が <u>有する社会保険各法の被保険者証等</u> の種別又は内容の変更	(2) 対象者が <u>加入する医療保険の種別</u> 又は内容の変更
(3) 〔略〕	(3) 〔略〕
2～3 〔略〕	2～3 〔略〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第47号

令和6年11月28日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略]（第12条—<u>第14条</u>） 第4章 [略]（<u>第15条—第19条</u>） 第5章 [略]（<u>第20条—第22条</u>） 付則 （副会長） 第4条 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第5条第2項</u>に規定する委員として、協議会に副会長を1人置く。 （被保険者証等の更新） 第12条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第7条の2第1項の規定による<u>被保険者証の更新、省令第7条の3の規定による被保険者資格証明書の更新及び省令第7条の4第3項の規定による高齢受給者証の更新</u>は、毎年1回3月中に行うものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、一部負担金の割合に変更が生じた場合の同項の高齢受給者証の更新は、毎年1回7月中に行うものとする。</u> <u>3 市長は、特別の事情があるときは、前2項に定める回数又は期日を変更することができる。</u> （修学中の者に関する届出等） 第13条 世帯主は、省令第5条の規定による	目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略]（第12条—<u>第15条</u>） 第4章 [略]（<u>第16条—第18条</u>） 第5章 [略]（<u>第19条—第21条</u>） 付則 （副会長） 第4条 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第4条第2項</u>に規定する委員として、協議会に副会長を1人置く。 （資格確認書の検認及び更新） 第12条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第7条の2第1項の規定による<u>資格確認書の検認の期日は、別に定める。</u> <u>2 省令第7条の2第1項の規定による資格確認書の更新の期日は、次に掲げる期日とする。</u> （1） <u>毎年8月1日</u> （2） <u>一部負担金の割合に変更を生じる場合にあっては、当該変更を生じる月の初日</u> （3） <u>特別の事情がある場合にあっては、市長が定める日</u> （<u>省令第5条第1項の規定による届書の提出</u>） 第13条 省令第5条第1項の規定による届書

修学中の者に関する届出をするときは、国民健康保険遠隔地に修学する被保険者に関する届に、当該学校の在学証明書又はこれに類する証明書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があるときは、別個の被保険者証又は被保険者資格証明書を交付しなければならない。
（遠隔地被保険者証等の交付申請）

第14条 被保険者が、旅行その他の理由により、長期にわたりその住所を離れるため、別個の被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受ける必要があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した国民健康保険遠隔地被保険者証交付申請書又は国民健康保険遠隔地被保険者資格証明書交付申請書に、被保険者証又は被保険者資格証明書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を離れる被保険者の氏名、性別及び生年月日
(2) 交付申請の理由
(3) 住所を離れる期間
(4) 被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号

- 2 市長は、前項の申請を理由があると認めたときは、別個の被保険者証又は被保険者資格証明書を交付するものとする。

- 3 第1項の事由が終了したときは、同項の世帯主は、速やかに、当該被保険者証又は当該被保険者資格証明書を市長に返還しなければならない。

の提出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 学校の在学証明書又はこれに類する証明書
(2) 電子資格確認を受けることができない者である場合にあっては、資格確認書

（省令第5条の2第1項の規定による届書の提出）

第14条 省令第5条の2第1項の規定による届書の提出は、次に掲げる書類を添えてなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居を証する書類
(2) 電子資格確認を受けることができない者である場合にあっては、資格確認書

（省令第5条の4第1項の規定による届書の提出）

第15条 省令第5条の4第1項の規定による届書の提出は、次に掲げる書類を添えてなければならない。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条第1項の厚生労働

<u>(療養費の支給申請)</u> <u>第15条 被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条に規定する療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険療養費支給申請書に、療養に要した費用に関する療養費請求明細書及び領収証を添えて申請しなければならない。</u> <u>(療養の給付の差額支給申請)</u> <u>第16条 世帯主が法第56条第2項の規定による差額の支給を受けようとするときは、国民健康保険療養の給付差額支給申請書に、診療報酬明細書を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>第17条 削除</u> <u>(出産育児一時金の支給申請及び加算額)</u> <u>第18条 条例第5条第1項の規定により、被保険者が出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、被保険者証又は被保険者資格証明書及び母子健康手帳又は出産に関する証明書を添えて市長に提出</u>	<u>省令で定めるもの又は同条第2項の厚生労働省令で定めるものであることを証する書類</u> <u>(2) 電子資格確認を受けることができない者である場合にあっては、資格確認書</u> <u>(療養費の支給申請に係る証拠書類)</u> <u>第16条 省令第27条第2項の証拠書類は、診療報酬明細書及び領収書とする。ただし、これらの書類の提出が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。</u> <u>(出産育児一時金の支給申請及び加算額)</u> <u>第17条 条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書に出産の事実を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>2 被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であることを証する書類の提出があった場合の出産育児一時金の額は、条例第5条第1項本文に規定する額に1万2,000円を加算した額とする。</u> <u>(葬祭費の支給申請)</u> <u>第18条 条例第6条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u>
--	---

<u>しなければならない。</u> 2 <u>前項の場合において、被保険者の出産に</u> <u>関して健康保険法施行令（大正15年勅令</u> <u>第243号）第36条ただし書の規定による産</u> <u>科医療の補償に関する制度（以下「産科医</u> <u>療補償制度」という。）を利用したことを</u> <u>証する書面を提示して申請したとき、又</u> <u>は出産をした病院、診療所、助産所その</u> <u>他の者を通じて当該産科医療補償制度の</u> <u>利用の確認ができたときは、1万2千円を</u> <u>加算する。</u> <u>（葬祭費の支給申請）</u> 第19条 <u>条例第6条の規定により、葬祭を行</u> <u>う者が葬祭費の支給を受けようとする</u> <u>ときは、国民健康保険葬祭費支給申請書に、</u> <u>被保険者証又は被保険者資格証明書及び</u> <u>死亡診断書又は埋火葬許可証を添えて市</u> <u>長に提出しなければならない。</u>	
第20条～第22条 〔略〕	第19条～第21条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に被保険者証の交付を受けている者に対する改正後の第13条、第14条及び第15条の規定の適用については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間は、改正後の第13条第2号、第14条第2号及び第15条第2号中「電子資格確認を受けることができない者である場合にあっては、資格確認書」とあるのは、「被保険者証」とする。

告 示

那覇市告示第 399 号

令和 6 年 12 月 2 日

掲 示 済

那覇市道における占用制限路線の指定について（公示）

道路法（昭和 27 年法律第180 号）第 37 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は那覇市役所本庁舎 7 階道路管理課において、令和 6 年12 月 2 日から令和 7 年 1 月 31 日まで一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1 占用を制限する区域および路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長(km)
市道	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和 7 年 2 月 1 日

連絡先

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市 都市みらい部 道路管理課

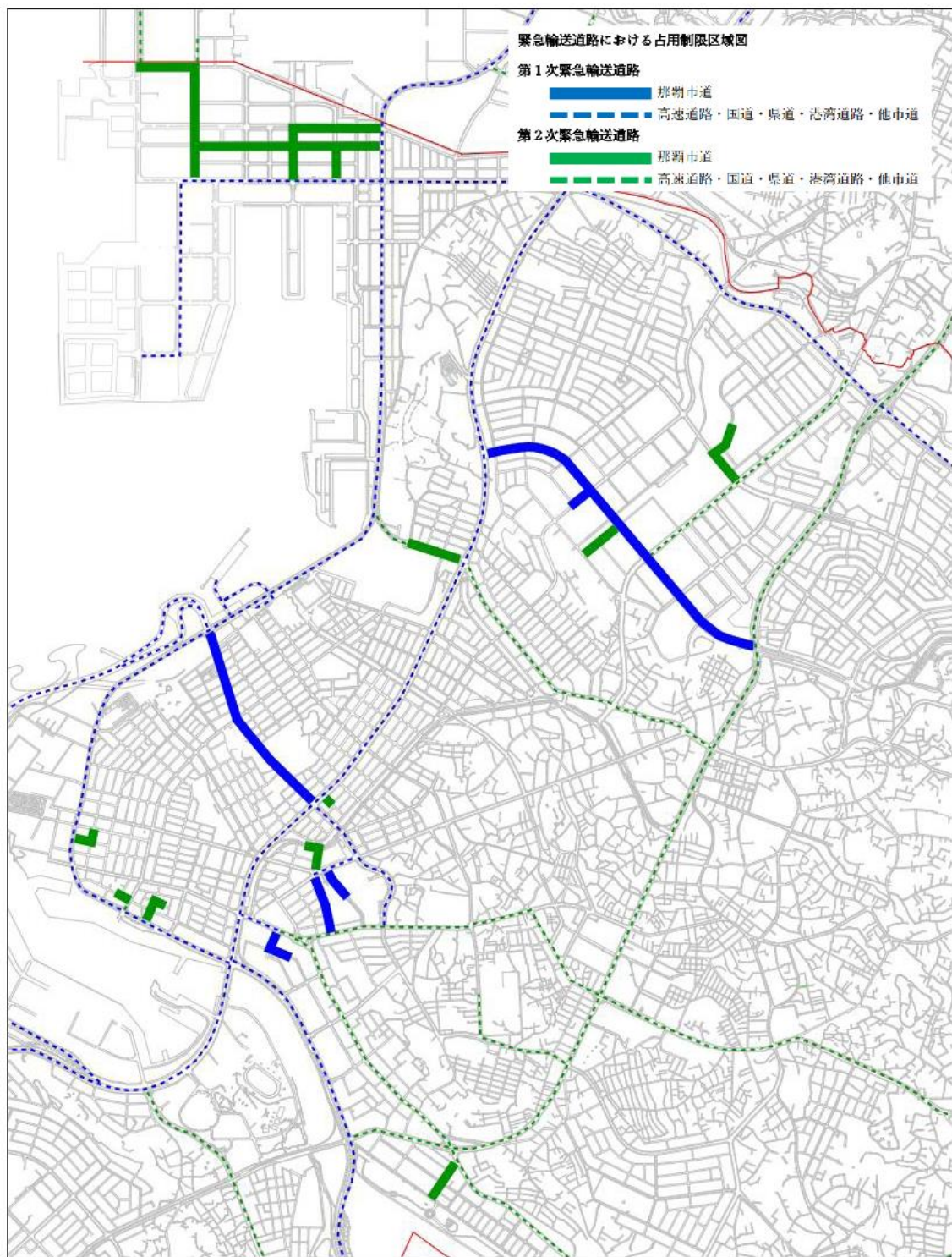
電話：098-951-3237

別紙 1 占用を制限する区域及び路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長 (km)
市道	旭町 6 号	那覇市旭町 12 番 2 から 那覇市旭町 7 番まで	0.1
	旭町 7 号	那覇市旭町 35 番から 那覇市旭町 116 番 37 番まで	0.1
	銘苅泊線	那覇市上之屋 1 丁目 1 番 1 から 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 まで	0.1
	泉崎 6 号	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 10 から 那覇市泉崎 1 丁目 3 番 1 まで	0.3
	泉崎 7 号	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 80 から 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 32 まで	0.1
	天久安里線	那覇市天久 2 丁目 6 番 1 から 那覇市おもろまち 4 丁目 1 番 23 まで	1.6
	久米若狭線	那覇市若狭 1 丁目 22 番 7 から 那覇市久米 2 丁目 4 番 7 まで	0.9
	古波蔵 38 号	那覇市古波蔵 3 丁目 269 番から 那覇市古波蔵 3 丁目 340 番 26 まで	0.2
	西 6 号	那覇市西 2 丁目 26 番 1 から 那覇市西 2 丁目 27 番 4 まで	0.1
	西 11 号	那覇市西 2 丁目 26 番 2 から 那覇市西 2 丁目 26 番 1 まで	0.1
	西 17 号	那覇市西 2 丁目 1 番 15 から 那覇市西 2 丁目 1 番 13 まで	0.1
	西 25 号	那覇市西 1 丁目 1 番 5 から 那覇市西 1 丁目 4 番 5 まで	0.1
	西 27 号	那覇市西 1 丁目 4 番 5 から 那覇市西 1 丁目 4 番 8 まで	0.1
	久茂地 7 号	那覇市久茂地 1 丁目 5 番 1 から 那覇市久茂地 1 丁目 4 番 8 まで	0.1
	久茂地 10 号	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 から 那覇市久茂地 2 丁目 3 番 13 まで	0.1
	泉崎牧志線	那覇市久茂地 1 丁目 4 番 8 から 那覇市久茂地 1 丁目 4 番 5 まで	0.1
	港町 1 号	那覇市港町 2 丁目 2 番 3 から 那覇市港町 2 丁目 8 番 3 まで	0.4
	港町 2 号	那覇市港町 4 丁目 2 番 1 から 那覇市港町 4 丁目 2 番まで	0.0

	港町3号	那覇市港町2丁目22番1から 那覇市港町3丁目200番12まで	0.5
	港町10号	那覇市港町2丁目10番1から 那覇市港町2丁目8番3まで 那覇市港町4丁目3番1から 那覇市港町4丁目2番1まで	0.4
	港町11号	那覇市港町2丁目10番1から 那覇市港町2丁目6番1まで	0.2
	港町12号	那覇市港町2丁目2番4から 那覇市港町2丁目20番1まで	0.8
	上之屋22号	那覇市おもろまち2丁目5番13から 那覇市おもろまち2丁目6番21まで	0.2
	天久銘苅線	那覇市銘苅2丁目1番1から 那覇市銘苅2丁目10番1まで	0.2
	泊6号	那覇市泊3丁目1番2から 那覇市泊3丁目1番5まで	0.2
	銘苅18号	那覇市銘苅2丁目10番1から 那覇市銘苅2丁目3番4まで	0.1

別紙 2 占用制限区域図



(太線路線が対象)

那覇市告示第 402 号
令和 6 年 12 月 4 日
掲 示 済

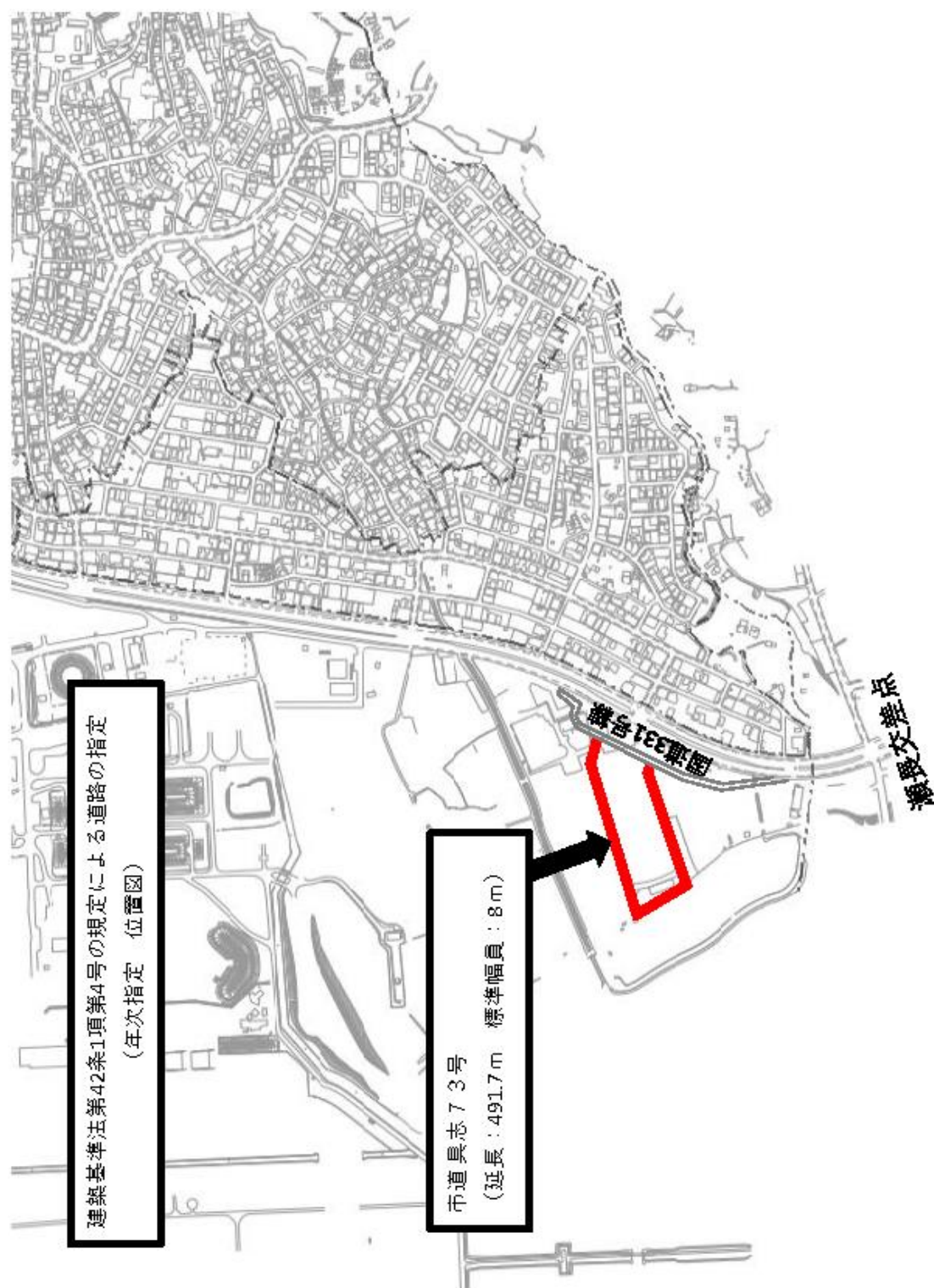
建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 指 定 道 路 の 種 類：第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定に係る道路
- 2 指 定 の 年 月 日：令和 6 年 12 月 4 日
- 3 指 定 道 路 の 位 置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：具志 73 号 延長 491.7m、標準幅員 8 m



上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 12 号
令 和 6 年 1 2 月 2 日
公 表 済

那覇市上下水道局職員の名札及び職員証に関する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局職員の名札及び職員証に関する規程

那覇市上下水道局職員の名札の制式及び貸与に関する規程(1967年那覇市水道局規程第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)第20条の名札及び第21条の職員証に関し必要な事項を定め、併せて上下水道事業管理者の名札及び職員証について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、上下水道事業管理者及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤職員を除く。)をいう。

(名札)

第3条 職員となった者には、名札を交付する。

2 職員は、名札に損傷があったとき又は名札を紛失したときは、速やかに、名札の再交付を受けなければならない。

(職員証)

第4条 職員(地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)には、職員証を貸与する。

2 職員は、職員証に損傷があったとき又は職員証を紛失したときは、速やかに、職員証損傷・紛失届により届け出て、改めて職員証の貸与を受けなければならない。

3 前項の規定による貸与を受ける職員は、当該貸与に係る費用を負担しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 職員証は、職員でなくなったときは、速やかに、これを返還しなければならない。

(様式)

第5条 名札、職員証及び職員証損傷・紛失届の様式は、別に定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 13 号
令 和 6 年 1 2 月 2 日
公 表 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程（昭和63年那覇市水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 〔略〕 第6章 〔略〕(第18条— <u>第40条</u>) 第7章 〔略〕(第41条) 第8章 〔略〕(第42条) 第9章 〔略〕(第43条) 第10章 〔略〕(第44条) 付則 (名札の着用) 第20条 職員は、勤務時間中、 <u>那覇市上下水道局企業職員の名札の制式及び貸与に関する規程(1967年那覇市水道局規程第14号。以下「名札規程」という。)</u> 第1号様式に規定する名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。 ただし、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。 第21条～第44条	目次 第1章～第5章 〔略〕 第6章 〔略〕(第18条— <u>第41条</u>) 第7章 〔略〕(第42条) 第8章 〔略〕(第43条) 第9章 〔略〕(第44条) 第10章 〔略〕(第45条) 付則 (名札の着用) 第20条 職員は、勤務時間中、名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。ただし、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。 (職員証の携帯) <u>第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)</u> <u>は、勤務時間中、職員証を携帯しなければならない。</u> 第22条～第45条
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 14 号
令 和 6 年 1 2 月 2 日
公 表 済

那覇市上下水道局職員身分証明証規程を廃止する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局職員身分証明証規程を廃止する規程

那覇市上下水道局職員身分証明証規程(昭和52年那覇市水道局規程第10号)は、廃止する。

付 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 62 号

令和 6 年 1 2 月 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 0 9 6 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4 2, 4 5 9 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8 4, 9 1 7 人